# 横手市週休2日制工事に関する農業農村整備運用

令和6年10月1日 横手市農林部

横手市週休2日制工事実施要綱(以下「要綱」という。)における、農業農村整備運用を次のとおり定める。

## 要綱第2条関係(定義)

- 1 要綱第2条(1)の「週休2日」は、対象期間において、土日に限定せず、4週8休(現場閉所率28.5%)以上の現場閉所を行ったと認められる状態(以下「通期の週休2日」という。)をいう。
- 2 要綱第2条(1)、(3)の「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間をいう。なお、次の①~③の期間は除く。
  - ① 対象期間に7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇として3日間、年末年始を含む工事では年末年始休暇として6日間
  - ② 工場製作のみを実施している期間
  - ③ 工場全体を一時中止している期間
- 3 要綱第2条(3)の「現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する工事」とは、対象期間において、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者の休日率(平均休日日数の割合)を28.5%(8日/28日)以上にする取組(以下「通期の週休2日交替制」という。)をいう。なお、「現場作業等」には、現場事務所等での事務作業を含むものとする。

## 要綱第3条関係(休日)

1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書(様式3-1参照)に勤務状況確認表(様式3-2 参照)を添付して提出させるものとし、最終月においては、工事完成届とともに提出させるもの とする。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に 取り組むものとする。

2 通期の週休2日交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書(様式4-1参照)に休日状況確認表(様式4-2 参照)を添付して提出させるものとし、最終月においては、工事完成届とともに提出させるもの とする。

なお、通期の週休2日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

## 要綱第4条関係(対象工事及び発注方式)

- 1 次の工事については、対象外とする。
  - (1) 災害復旧工事
  - (2) 製作・据付工事等の現場施工が4週間未満と見込まれる工事
  - (3) 設計額が130万円未満の工事
- 2 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2 日及び週休2日交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び週休2日交替制を実施する ことが困難又は不適切であると発注者が判断した場合とする。
- 3 現場閉所困難工事については、発注者指定型によらず、受注者希望型での発注ができるものとする。なお、特記仕様書及び条件明示書に、週休2日制工事であること(発注者指定型又は受注者希望型)を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。

4 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は週休2日交替制工事の実施の可否について監督職員と協議するものとする。

#### 要綱第5条関係(工期変更)

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

## 要綱第6条関係(その他)

## 【工事費の積算に関すること】

- 1 農業農村整備工事における積算は、「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に準じて運用するものとする。
- 2 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、発注者と協議すること。 【その他】
- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 各種参考様式 (3-1、3-2、4-1、4-2) については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附則(令和6年9月30日農林757号) この運用は、令和6年10月1日から施行する。

## 特記仕様書 ※記載例

17 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
第1編 共通編 第1章 総則 1-3 週休2日制工事の対象	発注 者指 定型	・本工事は、横手市週休2日制工事(発注者指定型)である。 ・週休2日制工事の実施にあたっては、「横手市週休2日制工事実施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に基づいて行うものとする。	
	受注者型型	・本工事は、横手市週休2日制工事(受注者希望型)である。 ・受注者は、契約後速やかに、週休2日又は週休2日交替制工事の実施の有無について、監督員と協議するものとする。 ・週休2日又は週休2日交替制工事の実施にあたっては、「横手市週休2日制工事実施要綱」及び「横手市週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に基づいて行うものとする。	

## 条件明示書 ※記載例

条件明示書 然記載例			
2. 週休2日制工事における補正	発注 者指 定型	・本工事は週休2日を推進するため、週休2日制工事を 実施することを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費及び現場管理費の補正を行っている。 なお、補正係数については、「秋田県週休2日制工事に 関する農業農村整備運用」に準ずるものとする。 ・工期内において、4週8休に満たない場合は、現場閉 所の達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見 直す。4週8休に満たない場合は補正を行わない。	
	受注 者 望型	・本工事は、週休2日を推進するため、週休2日又は週休2日交替制工事を希望する工事である。なお、週休2日の経費の補正は行っていない。 ・工期内において、現場閉所及び休日の達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見直す。なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に準ずるものとする。	